

健康推進係からのお知らせ

●保健協力員が集団検診のお知らせに伺います

3月中に、赤いジャンパーを着た保健協力員が、各家庭へ令和8年度各種検診のお知らせを配布します。保健協力員は、市から委嘱を受けた方々で、地域住民の健康保持増進のために様々な活動を推進しています。

自宅などへ訪問した際は、内容をご確認いただき、対象の検診の申込みをお願いします。



◇検診を受けて、早期の発見を心がけましょう

がんで亡くなった方を全国を100とした標準化死亡比という指標でみると、平川市では男女とも100を超えており、全国に比べ、多くの方ががんで亡くなっていることがわかりました。特に男性の大腸がんは160を超えています。

がんは、早期に発見できれば内視鏡で取り除ける場合や治療期間が短期間で済む場合もあります。無症状のうちに検診を受けて、早期の発見を心がけましょう。



【問合せ】 子育て健康課 健康推進係 ☎55-5819（本庁舎2階10番窓口）



「フードドライブ」を推進しましょう！

フードドライブとは、家庭で余っている食品を回収拠点に持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付する活動です。この活動は、食料支援のほかにも、食品ロスの削減につながります。

平川市社会福祉協議会では、フードドライブ事業として「よかったらどうぞBOX」を以下のとおり市内9か所に設置しています。

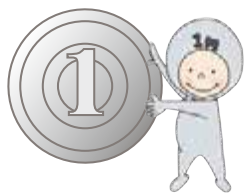
- ・本庁舎2階 総合案内付近
- ・第2庁舎 入口付近
- ・尾上地域福祉センター
- ・碓ヶ関地域福祉センター
- ・道の駅いかりがせき
- ・B & G 財団 尾上海洋センター
- ・ひらかわドリームアリーナ
- ・ひらかドーム
- ・平賀屋内温水プール



受け渡し会の会場の様子

「よかったらどうぞBOX」では、未開封の食品・お菓子（賞味期限1か月以上）だけでなく、未使用の文具や未開封の日用品も回収しています。集められた食品等は、年2回程度の受け渡し会を通じて、必要としているひとり親世帯の方々に届けられるほか、生活に困窮されている方々の食料支援に活用しています。

【問合せ】 農林課 農政係 ☎55-5898（本庁舎3階18番窓口）



＼1日1円で助け合う。／

交通災害共済加入のご案内

全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて弔慰金または見舞金が支給される、「交通災害共済」の令和8年度加入予約受付が2月2日から始まっています。

毎年加入している人も、今まで加入していなかった人も、万が一に備え、ご家族そろって加入しましょう。

共済
期間

令和8年4月1日(水)～
令和9年3月31日(水)

会費

年間1人 350円



イメージキャラクター
ONEくん

申込方法

<団体加入>

一部の町会、交通安全母の会、保育園などで加入のとりまとめを行いますので、会費を添えてお申し込みください。

<団体以外での一般加入>

市民課（本庁舎2階4番窓口）または尾上・碓ヶ関総合支所庶務係で随時受付をしています。

※二重加入にならないようご注意ください。

※一般加入については、4月1日以降に加入された場合、加入申込みされた日時からの適用となりますので、ご注意ください。

対象災害について

《対象となる災害》

自動車、バイク、自転車などの道路交通による人身事故

《対象とならない災害》

- 故意（暴走行為、自殺、保険金詐欺など）または重大な過失（信号無視、原付バイクの二人乗りなど）によって交通事故を起こし、不正に見舞金などを受けようとする場合
- 無免許運転・酒気帯び運転をし、またその事情を知らずながら同乗して交通事故による災害を受けた場合
- 地震、洪水、暴風、その他の天災によって生じた交通事故による災害を受けた場合
- 電車、航空機、船舶などの事故による災害を受けた場合
- 自転車の二人乗りや酒気帯びでの走行中にケガをした場合
- 車両乗降の際に災害を受けた場合
- 歩行者の転倒や作業中の事故など、交通事故以外の災害を受けた場合
- その他これらに類する故意または重大な過失と管理者が認める場合

見舞金等級区分について

交通事故証明書で被災者名を確認できる場合は、災害の程度により、3万～50万円の見舞金（死亡した場合は100万円）が支給されます。交通事故証明書がない請求は、内容を審査のうえ、適当と認められた場合、特例見舞金として災害の程度に関わらず、1万円が支給されます。

※共済見舞金支給後に上位の等級に移行したときは、その差額を支給します。



■共済見舞金等金額表

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級各号に掲げる障害の場合	50万円
3	90日以上治療を要する場合	7万円
4	60日以上90日未満の治療を要する場合	5万円
5	30日以上60日未満の治療を要する場合	4万円
6	30日未満の治療を要する場合	3万円

請求について

<請求期間>

交通事故にあった日から1年以内。ただし、交通事故がもとで2等級の対象となる後遺障害が残った場合は2年以内。

<請求に必要な書類>

自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書など（被災者名が確認できるもの）や医師の診断書などが必要です。
事故によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

交通事故にあったら、必ず警察に届けましょう！

- ① 交通事故にあった場合、必ず警察署または最寄りの交番などに届出をしてください。
- ① 同乗者や相手方のいない自損事故、自転車、バイクなどの転倒なども必ず届けましょう。
- ① 届出をし、交通事故と扱われた場合、交通事故証明書が発行できます。